

※<sup>1</sup>民法 13 条 1 項所定の行為

- 1 元本を領収し、又は利用すること（不動産等を貸して賃料を取る、金融機関の入出金等）
- 2 借財又は保証をすること（現金を借りる保証人になる）
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること（他人のローン、抵当権、賃貸借契約、施設入所契約等対価を伴うので同意を得る）
- 4 訴訟行為をすること（裁判への同意、同意を得なければ無効）
- 5 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること（ためになるのか、ならないのかを判断する）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 9 第 602 条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借をすること
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう）の法定代理人としてすること